

# 2026年度 事業計画

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

# － 国・東京都・町田市における学童保育をめぐる動き －

## <国の動き>

### 1. 学童保育の現状

全国で学童保育は、2025年5月1日時点で25,928か所（前年比293か所増）、利用児童数は、157万645人（前年比5万693人増）で利用児童数は過去最高を更新しました。その一方で、少子化や学校統合の影響により、施設数・「支援の単位」※1を減らしている地域も見られます。入会児童数は全学年で増加傾向にありますが、整備が追いつかず、2年生でも入会できない地域があるなどの課題も生じています。待機児童数は前年度より1,356人減少したものの1万6,330人となっており、依然として十分な整備には至っていません。

※1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で「支援の単位」を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下と定めている。

### 2. 「放課後児童対策パッケージ2026」

約1.6万人の待機児童がいる状況を踏まえ、国は受け皿整備の新たな目標を定め、こども家庭庁と文部科学省が連携して2025年12月に「放課後児童対策パッケージ2026」が発出しました。【資料1】

#### 【資料1】

パッケージ2026のポイント

##### ○放課後児童クラブの受け皿整備の目標

- ・女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

##### ○受け皿整備の方向性

- ・子ども達に豊かな体験を提供する観点及び子どもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型2を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた、学校施設等の既存施設の活用を、より一層推進する。
- ・放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、地域や職域の状況に応じて小学生の預かり機能を生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- ・また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

##### ○これまでの取組の更なる推進

- ・その他、待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、深刻な人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進（放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善の勤続年数の区分に「3年」を新設、ICT化の推進による職員の業務負担軽減等）軽減安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

### 3. こども性暴力防止法

2026年12月にこども性暴力防止法（日本版DBS）が施行されます。学校・認可保育所には、法律で定める性暴力防止の取組の「義務」が課せられますが、学童保育クラブの認定は任意で、認定事業者には、次の措置を講じる必要があります。【資料2】

学童保育クラブに関しては、任意となっていますが町田市等の動きを注視しながら認定に向け準備を進めていきます。

## 【資料2】

- 安全確保措置
  - ・被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備等
- 犯罪事実確認
  - ・従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置
  - ・性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策等
- 情報管理措置
  - ・性犯罪前科等の情報の適正な管理

## <東京都の動き>

### 1. 東京都認証学童クラブ事業

2025年度より、東京都独自の運営基準による「東京都認証学童クラブ事業」が開始されました。2026年2月10日時点では15区市町村が実施しています。東京都では、待機児童が発生している状況を踏まえ、まずは受け皿確保を進め、段階的な認証学童クラブの拡大を目指しています。

独自基準には、国基準より高い項目がある一方、専用区画や児童の規模に一定の経過措置が設けられていますが、経過措置が恒久化されないか懸念されます。2028年度末には都型学童クラブ事業が終了するため、町田市も認証学童クラブへの移行が見込まれ、今後の動きを注視していきます。【資料3】

## 【資料3】

区分	認証学童クラブ	国基準
設置・運営形態	公設公営、公設民営、民設民営	公設公営、公設民営、民設民営
専用区画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の間は、児童1人につき1.65㎡以上を確保 (将来的には、児童1人につき1.98㎡以上確保)</li> <li>・日によって変わるタイムシェアは、一時的なものとする</li> <li>・専用区画に加えて複数の場の確保に努めること</li> </ul>	児童1人につき概ね1.65㎡以上
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの支援単位で、上限40人(41人から45人は、経過措置を設定)</li> <li>・支援単位ごとの育成支援の実施</li> </ul>	1つの支援単位で、概ね40人以下(上限なし)
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1支援単位に支援員を3人以上配置(その2人を除き、補助員でも可)</li> <li>・1支援単位につき、1人は常勤の支援員を配置 (勤務時間は、概ね8時間/日とするよう努めること)</li> <li>・常勤の支援員の複数配置に努めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1支援単位に支援員を2人以上配置 (その1人を除き、補助員でも可)</li> </ul>
職員の確保、定着、育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務条件や賃金体系の策定</li> <li>・研修計画の策定及び研修の実施</li> <li>・ICTの活用に努めること</li> </ul>	-
障害児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の子供の状況に応じた環境に配慮</li> <li>・職員配置、施設や設備の改善等の工夫</li> <li>・職員間の情報共有や研修等による障害の理解</li> </ul>	-
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の意見を聞く場や機会の創設</li> <li>・多様な活動や遊びの実施</li> </ul>	-
開所日数	毎日(日曜・祝祭日・年末年始を除く)	年間250日以上
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日午後7時まで</li> <li>・授業の休業日は午前8時から午後7時まで</li> <li>・午前8時より前や午後7時を超えた開所に努めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日1日3時間以上</li> <li>・授業の休業日は1日8時間以上</li> </ul>
昼食提供	長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入	-
質の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都福祉サービス第三者評価の受審</li> <li>・都による報告徴収及び立入調査等の仕組みの導入</li> <li>・直接申込やサービス内容などの公表</li> </ul>	-

<町田市の動き>

1. 「まちだの新たな学校づくり」に伴う学童保育クラブ

町田市では、2025年度より小学校統合が進められ、成瀬小学校および本町田ひなた小学校が開校しました。2026年度には、鶴川第三小学校（鶴川学童保育クラブ）と鶴川第四小学校（鶴川第四学童保育クラブ）が統合され、鶴川中央小学校（鶴川中央学童保育クラブ）となります。統合される鶴川中央学童保育クラブの2026年度の入会児童数は192名（2025年2月時点）と予想されており、2025年度の入会申請者数82名より大幅な児童数の増加となります。

第2期対象校のうち法人が運営する学童保育クラブは、どろん子（南第四小学校）、高ヶ坂けやき（高ヶ坂小学校）、成瀬中央あおぞら（成瀬中央小学校）、大戸のびっ子（ゆくのき学園）です。【資料4】

【資料4】

新校舎建設中の使用校舎及び統合時期（小学校）

項目	対象	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	工事中の使用校舎及び統合時期
1	本町田東小	既存校舎		校舎解体及び新築工事			☆新校舎使用		【2025年度】 ・本町田東小と本町田ひなた小学校が開校 ・工事期間中は本町田ひなた小学校の既存校舎を使用 【2028年度】 ・町三小が開校し、本町田ひなた小学校と統合 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	本町田小	既存校舎	統合	仮校舎（既存校舎）		引越			
	町三小			既存校舎			統合		
2	南二小	既存校舎		校舎解体及び新築工事			☆新校舎使用		【2025年度】 ・南二小と南成瀬小が開校し、成瀬小学校が開校 ・工事期間中は南成瀬小の既存校舎及び増築するプレハブ校舎を仮校舎として使用 ・南成瀬小に建設する仮校舎（増築校舎）は、3教室程度の大きさで算数少人数教室及び学童保育クラブ等での使用を想定 【2028年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	南成瀬小	既存校舎	統合	仮校舎（既存校舎）		引越			
			仮校舎建設	仮校舎（増築校舎）					
3	鶴四小	既存校舎		校舎解体及び新築工事			☆新校舎使用		【2026年度】 ・鶴四小と鶴三小が開校し、統合新設校が開校 ・工事期間中は鶴三小の既存校舎を使用 【2029年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	鶴三小（一部）	既存校舎	統合	仮校舎（既存校舎）		引越			
4	鶴二小	既存校舎		校舎解体及び新築工事			☆新校舎使用		【2029年度】 ・鶴二小が開校し、鶴三小と鶴四小の統合校の通学区域を分割し、統合新設校として開校 ・工事期間中は鶴三小の既存校舎を使用 【2033年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	鶴三小（一部）		統合	仮校舎（既存校舎）		引越			
5	南一小	既存校舎		校舎解体及び新築工事			☆新校舎使用		【2027年度】 ・南中に建設する仮校舎に引越し、工事期間中使用 【2030年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	南中		引越	仮校舎建設	仮校舎		引越		
6	南四小	既存校舎		校舎解体及び新築工事			☆新校舎使用		【2030年度】 ・工事期間中は南中の既存仮校舎を使用 【2034年度】 ・南四小と南三小が開校し、統合新設校が開校 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	南中	既存仮校舎	引越	既存仮校舎					
	南三小			既存校舎			統合		

項目	対象校	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	工事中の使用校舎及び統合時期
7	小山田南小	既存校舎	校舎解体及び新築工事				☆新校舎使用		【2030年度】 ・工事期間中は小山田南小の仮校舎を使用  【2035年度】 ・小山田南小と小山田小が閉校し、統合新設校が開校 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し  令和5年（2023年）第3回司馬市議会定例会において、小山田小学校の廃校時期見直し議論を求める請願が採択されたことを受けて、小山田地区の統合新設小学校の設置時期については、今後、関係部署及び地域の方々等との意見交換を重ねます。
	小山田小	仮校舎建設	仮校舎						
8	町六小	既存校舎	校舎解体及び新築工事				☆新校舎使用		【2031年度】 ・町六小と高ヶ坂小が開校し、統合新設校が開校 ・工事期間中は高ヶ坂小の既存校舎を使用  【2035年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	高ヶ坂小	既存校舎	仮校舎（既存校舎）						
9	司四小	既存校舎	校舎解体及び新築工事				☆新校舎使用		【2032年度】 ・工事期間中は仮校舎を使用  【2036年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
10	山崎中用地	既存校舎	リニューアル工事					☆改修校舎使用	【2033年度】 ・山崎中学校校舎のリニューアル工事開始  【2035年度】 ・山崎小と七国山小が開校し、統合新設校が開校 ・改修後の校舎に引越し
	山崎小	既存校舎							
	七国山小	既存校舎							
11	成瀬台小及び成瀬台中	既存校舎	校舎解体及び新築工事				☆新校舎使用		【2035年度】 ・成瀬台小と成瀬中央小が開校し、統合新設校が開校 ・工事期間中は、小学校は成瀬中央小の既存校舎を使用、中学校は成瀬台中の仮校舎を使用  【2039年度】 ・小中一体型校舎として整備した新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	成瀬台小	既存校舎							
	成瀬中央小	既存校舎	仮校舎（既存校舎）						
	成瀬台中	既存校舎							
12	相原小	既存校舎	校舎解体及び新築工事				☆新校舎使用		【2037年度】 ・相原小と大戸小が開校し、統合新設校が開校 ・工事期間中は相原小の仮校舎を使用  【2041年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
	大戸小	仮校舎建設	仮校舎						

## 2. 2026年度の入会申請

2025年11月時点での申請者数は5,480名（前年比236名増）で、5年生以外の学年で増加しており、高学年児童については、一部の学童保育クラブで入会待ちになります。

【資料5】2025年11月時点 入会申請者数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
2026年4月入会申請者数	1,643	1,443	1,145	732	350	167	5,480	
2025年4月入会申請者数	1,531	1,352	1,121	722	363	155	5,244	
増減率	学年別	107.3%	106.7%	102.1%	101.4%	96.4%	107.7%	104.5%
	低学年・高学年別	105.7%		100.7%				

### 3. 「まちだの中学校給食センター計画」

2022年度に策定された計画では、「地域の健康増進」と「地域経済の活性化」の観点から、学童保育クラブへの配食が例示されています。町田市では2025年度より一部の学童保育クラブで昼食提供の実証実験を行っており、今後対象地域の拡大が見込まれます。

### 4. 「朝の子どもの居場所づくり事業」

町田市は、各家庭での実態を把握するため小学校1～3年生の保護者にアンケートを実施しました。登校前に子どもが一人にならないように働き方の変更等の工夫をしているとの回答が約6割に上りました。これを受けて、2026年度5月から市内の全39小学校で保護者の就労時間等に対応するため、新たな居場所事業が開始されます。通常授業日の7時30分から登校時間まで見守り員が2名配置されます。学校休業日の対応について、今後の動向を注視していきます。

#### <法人動き>

新たな学校づくりに伴い学童保育クラブも統合されるため、その状況を把握し、町田市の動向を踏まえつつ、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりを保護者と共に考え、町田市に働きかけていきます。2025年度 そよかぜ学童保育クラブ（成瀬学童保育クラブ）、2026年度 鶴川学童保育クラブ（鶴川中央学童保育クラブ）の運営を継続して引き継ぐことができなかつたため、新事業者へ引継ぎを行いました。

法人では第6期中期計画（2024～2026年度）に基づき、活動の方向性を定めています。中期計画の具体化は事業計画にて到達点・課題を明確にし、必要な見直しを図ります。最終年である2026年度に総括を行い、第7期中期計画を策定します。

保育理念である「子どもは地域の中で見守られながら育つ」「地域の子育てネットワークづくりに貢献する」を大切に、学童保育事業を中核としつつ、地域の子ども達を視野に入れた事業展開をめざします。

出典資料： こども家庭庁「令和7年度 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」  
「放課後児童対策パッケージ2026」「こども性暴力防止法」  
東京都「東京都認証学童クラブ事業」  
町田市「子ども子育て会議資料」「町田市新たな学校づくり」

# I. 事業概要

## 1. 法人事業

### 1) 基本理念

地域における子育て支援事業を通し、以下のことを目標とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 子ども達が健やかに成長できる地域づくり</li><li>(2) 子どもの発達を保障し最善の利益を尊重する子育て環境づくり</li><li>(3) 子どもと家庭を見守り、支えあえる地域づくり</li><li>(4) 子ども・保護者・市民が相互に交流し、理解とふれあいを深める環境づくり</li><li>(5) 市内の子育て支援ネットワークの一員として地域に貢献する</li></ul> |
|---|

また、法人理念である

「子どもたちが自ら発達していく力を信じて、輝く瞳と笑顔の絶えない保育を目指す。」  
「子どもたちが仲間たちと地域の中で育つとともに、大人が育ちあうことで、子どもたちと保護者が孤立した子育ての中で心を痛めることのない、地域のネットワークづくりを目指す」という考え方は、SDGsの以下の目標とも一致する。

- ・ 貧困をなくそう／・すべての人に健康と福祉を／・ジェンダー平等を実現しよう／
- ・ 人や国の不平等をなくそう／・平和と公正をすべての人に

今後もSDGsの目標と法人理念を照らし合わせながら、子どもたちの健やかな成長、地域のネットワークづくりに貢献していく。

### 2) 基本事業

- (1) 子育て支援事業
  - ①乳幼児の子育て支援事業（ぷちくれよんひろば）
  - ②子どもの居場所づくり事業（にじいろキッズ・ロケットキッズ）
- (2) 調査・研究活動
  - 子育て支援事業に関する調査・研究活動
- (3) 啓発活動および情報提供
  - ①広報紙「くれよん」の発行
  - ②ホームページでの情報提供
  - ③その他必要な事項

### 3) 個人情報保護

- (1) 個人情報の適正な管理
- (2) 開示等の請求があった場合は児童青少年課に報告し対応
- (3) 職員教育の徹底

### 4) 苦情解決

法人の苦情解決制度に基づき適正に運用する。

### 5) 内部統制

監事による法人事業全般に関する適正な監査を実施する。

## 2. 学童保育事業

### 1) 事業の目的

保護者の就労等により放課後の保育を必要とする小学生の生活を保障し、異年齢の子ども集団の中で心身共に豊かな発達を保障することをめざす。あわせて地域における「子育て支援」の一端を積極的に担う。

## 2) 事業の運営方針

- (1) 保護者と職員が力をあわせ、子どもによりよい環境をつくる。
- (2) 保護者が安心して働くことができるよう、保育の充実を図る。
- (3) 子育て支援を担う福祉施設であることを自覚し、地域に開かれた学童保育をめざす。
- (4) 安全に十分配慮し、適正な施設管理の徹底を図る。

## 3) 事業の運営形態

町田市学童保育クラブ設置条例に基づく指定管理者として、協定により運営を行う。なお、「どろん子学童保育クラブ」については、一部委託契約として運営する。

## 4) 利用対象者

- (1) 利用対象者
  - ①町田市の条例等に基づき入会を許可された児童
  - ②町田市の要項に定める緊急入会を要する児童
- (2) 定数  
町田市との協定により定められた児童数とする。
- (3) 利用期間  
年度ごとの利用申請とする。

## 5) 施設の名称および所在地

名 称	所在地	備 考
大蔵学童保育クラブ	大蔵町286	大蔵小学校内
大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町3865	ゆくのき学園内
金井学童保育クラブ	金井ヶ丘1-30-2	金井小学校内
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂6-7-1	高ヶ坂小学校内
函師学童保育クラブ	函師町239-19	函師小学校内
つくし野学童保育クラブ	つくし野2-21-11	つくし野小学校内
どろん子学童保育クラブ	金森東3-22-24	南第四小学校隣接
どろん子学童保育クラブ(分室)	金森東3-21-1	南第四小学校内
なかよし学童保育クラブ	忠生3-10-2	忠生小学校内
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬2-8	成瀬中央小学校内
南大谷学童保育クラブ	南大谷6-16-2	南大谷小学校内
わんぱく学童保育クラブ	小川3-10-1	小川小学校内

## 6) 児童定数・児童数および職員配置

	児童定数	児童数	支援の単位	障がい児	職員		
					正規職員	常勤 (非正規職員)	非常勤職員 (配置基準)
大蔵	175	142	4	2	5	1	4
大戸のびっ子	45	16	1		3		0
金井	131	120	3	2	5		3
高ヶ坂けやき	77	67	2	1	2	2	1
図師	111	105	3	2	4	2	2
つくし野	129	119	3		4	1	1
どろん子	196	180	5	9	6	2	12
なかよし	111	103	3	3	5		4
成瀬中央おぞら	81	70	2	1	3		2
南大谷	163	149	4	6	6		9
わんぱく	131	115	3	1	4	2	1
事務局					4		

※ 2026.3.6時点 一部の学童保育クラブで高学年等の入会決定通知が出されていない

## 7) 事業内容

- (1) 学童保育事業
  - ①保護者との協働による保育の実施
  - ②施設維持・管理業務
  - ③事務に関する業務
  - ④苦情解決に関する業務
- (2) 学童保育の啓発活動
  - ①クラブ通信の発行
  - ②ホームページによる情報提供
- (3) 関係機関、団体との連携
- (4) 利用者アンケートの実施

## 8) 指定管理者制度

指定管理期間	クラブ名
2028年度まで	大蔵、高ヶ坂けやき、図師、つくし野、なかよし、成瀬中央あおぞら、わんぱく
2029年度まで	大戸のびっ子
2030年度まで	金井、どろん子、南大谷

## Ⅱ. 法 人 事 業

### 1. 組織運営

#### 1) 理事会

法人の事業計画および予算の策定、人事に関する決定を行い、法人運営および経営の円滑な推進に責任を負う。必要に応じて理事懇談会を開催し、法人組織のあり方について検討を行う。

#### 2) 事務局

法人業務を円滑に実施するため、事務処理を行い、定款の定める事業を推進する。また人材育成の一環として職員研修を実施し、人事考課制度の適正な運用を図る。

#### 3) 各種委員会

名 称	内 容
運営委員会	法人組織運営、事業全般に関し、理事と施設責任者の職員で業務執行状況の確認および調整を行う。定期的を開催することで、法人組織内の重要事項の伝達等を行う。
調査研究委員会	テーマに沿った内容を研究し方向性を検討する。支援員とテーマに興味のある保護者で構成し、保護者の意見を取り入れながら、ともに検討する。
人事委員会	雇用する職員の人事関係全般に関する事務を取り扱う。
苦情解決委員会	事業全般に対する苦情について、適切な対応を行うことにより、法人事業の利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図る。

#### 4) 職員の諸会議

##### (1) 正規職員全体会

情報共有および人材育成を目的とし、年3回開催する。

##### (2) プロジェクト・課題別の会議

正規職員を中心にプロジェクトチームを編成し、諸課題に取り組む活動を行う。

2026年度は、①ぷちくれよんひろば②ロケットキッズ③広報紙「くれよん」④子どもの育ち学習会⑤保護者と職員の交流⑥合同行事⑦設立25周年記念行事⑧第7期中期計画に取り組む

##### (3) プロジェクト・担当者会議

各プロジェクトおよび担当者の代表と施設責任者が進捗状況や課題等を確認するため、月に1回開催する。

## 2. 人材確保

### 1) 人材確保

国の示す職員配置基準を守るため、採用フローの見直しを行い計画的な人材確保を行う。

#### (1) 就職説明会

町田市主催の「就活フェア（就職説明会）」に参加し求人活動を行う。また、法人主催の見学会を検討・実施する。

#### (2) インターンシップの受け入れ

玉川大学、東京家政学院大学からの受け入れを積極的に行う。

#### (3) 東京都のふくしチャレンジ職場体験事業（ふくチャレ）への参加

昨年度に引き続き、幅広い年代の求職者に対し学童保育の仕事への理解を深め、採用につなげる。

- (4) 法人ホームページの活用  
「支援員の仕事内容」「クラブ見学」「インターンシップ受け入れ」等の情報を掲載し、求人活動に活用する。
- (5) 退職者へのジョブリターン制度を周知する。
- (6) 求人アシスト会社へ業務委託  
ハローワーク、各媒体の求人票の作成・提出、面接日程調整等の一部業務を委託する。
- (7) 適性検査の実施  
正規職員採用試験にあたっては、適性検査を導入し早期離職防止に活用する。また入職後の教育のため、必要に応じて育成支援報告書の利用を検討する。

### 3. 人的安定性

#### 1) 人的安定性

- (1) 職員のフォローアップ  
振り返りシートを活用し、施設責任者が定期的に職員面談を行う。事務局は各クラブへ年1回以上の巡回指導を行い、保育内容の質向上や業務標準化に関する指導・相談を行う。また、その際に職員面談を実施する。  
休職後、職場復帰した職員に対しては、月1回の面談を行い、復帰プログラムの進捗状況を確認する。
- (2) 職員のメンタルヘルス  
東京メンタルヘルス株式会社の「メンタルヘルスサポートネット」を活用し、年2回のセルフチェックの実施、外部相談窓口を設置し職員のメンタルヘルスクエアを行う。また、新規採用職員に対しセルフケア講習および管理者向けのラインケア講習等を適宜実施する。
- (3) 育児休業・介護休業の支援  
担当者を設置し、仕事と家庭の両立を支援する。
- (4) メンター制度  
メンター制度を導入し、要綱に基づき実施する。対象者へ年度末にアンケートをとり振り返りを行う。検討事項等があった場合は、次年度以降の課題とする。  
2026年度は育児休業から復職する職員が安心して働き続けられるよう、仕事と育児の両立支援を行う。

#### 2) 人材育成

##### 基本的な考え方

法人理念および専門性に基づき、次世代の職員を育成し、人事体系の確立を図る。

- (1) 利用者（子ども・保護者）の立場にたった保育サービスを提供できる職員の育成
- (2) 法人理念を理解し、社会的に求められる役割を果たすことができる職員の育成
- (3) 課題解決に積極的に取り組む意識および能力の向上
- (4) 自己啓発の奨励・促進
- (5) 町田市学童保育クラブ研修基本方針を参考に研修計画を策定

##### (1) 教育プログラム

- ①階層別に日常業務に関する教育プログラムを実施し、専門知識を体系化する。また実技研修を行い実践につなげる。
- ②キャリアアップに沿った研修計画を策定し、計画的に受講する。
- ③東京都社会福祉協議会の講師派遣制度を活用する。
- ④常勤職員はステップアップシートを活用し、目標・行動計画を明確化しスキルアップにつなげる。

⑤人事考課に基づくフィードバック面接を定期的実施する。

⑥課業一覧に基づき OJT を推進する。

(2) 研修 (常勤職員)

種類	備考
階層別研修	初任者 ①法人理念、ビジネスマナー ②個人情報 ③記録の取り方(1) ④苦情解決((1)様式・対応) ⑤保護者との関わり ⑥メンタルヘルス
	中堅者 ①子育て支援 ②集団づくり ③記録の取り方(2) ④実践検討 ⑤苦情解決((2)保護者対応) ⑥保護者会支援(1)(2) ⑦OJT担当者((1)基礎編)((2)実践編) ⑧福祉サービスの組織性(初級)(中級) ⑨人事考課((1)人材育成編)
	2等級 ①人事考課者((2)実施要項編) ②ハラスメント(2等級以上)
	3等級以上 ①人事考課者((3)指導記録)((4)評価・育成面談) ②ラインケア研修
交換研修 (クラブ間研修)	クラブ間の保育実践交流および保育の質向上を目的とし実施
全階層	理念と実践、保育に関する実技研修
町田市放課後児童支援員 資質向上研修	年8回
東京都放課後児童支援員 資質向上研修	経験年数5年以上の支援員対象
全国学童保育指導員学校 全国学童保育研究集会	全国学童保育連絡協議会主催の研修
関係諸機関による研修	子ども家庭支援センターの主催する研修
福祉職員職務階層別研修	東京都社会福祉協議会主催の研修会
その他	人材育成・組織運営マネジメントに関するセミナー
事務局研修	①NPO法人組織運営に関するセミナー ②組織運営マネジメントに関する研修 ③労務管理等の実務講座
初任者 中堅者 管理者	放課後児童支援員、防火・防災管理者、普通救命救急講習 上級救急救命講習 衛生推進管理者講習
①全クラブへ専門書を整備し、自己啓発のための学習の促進を図る ②「子育てひろば」に関する研修会	

(3) 職場内教育

支援員会議等の中で以下の学習会を開催する。

月	内容	月	内容
4	保育理念文書・食品管理・アレルギー対応	9	子どもの権利
5	リスクマネジメント・個人情報の取り扱い	10	苦情解決
6	保健・衛生管理	2	学年別年間保育計画
7	安全管理・危機管理		

(4) 非常勤職員研修

町田市放課後児童支援員資質向上研修等を活用し、オンライン受講を可能とするとともにアーカイブ視聴により研修の機会を確保し、全非常勤職員対象に教育を行う。保育にあたっての留意点のオリエンテーション動画を作成し、入職時の研修として視聴を行うことで共通理解のもと保育にあたる体制を整える。新規採用者を中心に「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講を行う。

## 4. 啓発活動

法人全体の取り組みや課題、学童保育の状況、各クラブの様子等を伝え、情報発信およびコミュニティづくりを目的とした広報活動を行う。

また、保護者や職員、関係機関に向けて、学童保育をめぐる動きや課題に関する情報提供

および交流を目的に啓発活動を行う。

## 1) ニュース発行

### (1) 広報紙「くれよん」 年6回発行

学童保育クラブ在籍家庭、市内の子どもに関わる機関、団体へ「くれよん」を配布する。また、各学童保育クラブ・保護者・外部団体へ記事の依頼を行い、保護者の声も記載する。本年度より学童保育クラブ在籍家庭には入退室管理システムを活用してデータ配信を行う。関係機関へは従来通り紙媒体にて配布する。

### (2) 「ぷちくれだより」 季刊発行

ぷちくれよんひろば利用者、子ども子育て支援連絡会等の関連機関、学童保育クラブ在籍家庭に向け、子育てに関する情報提供を目的として発行する。法人ホームページにも掲載し、さらにぷちくれよんひろば公式 LINE からホームページへリンクできるようにすることで、閲覧しやすい環境を整える。

## 2) ホームページの充実

(1) 「お知らせ」ページを活用し、法人からの情報だけでなく、学童保育クラブ、イベント情報、求人・ボランティアに関する新着情報を発信する。

(2) 法人の組織や活動、および学童保育に関する情報を発信する。

(3) 各学童保育クラブの基本情報を保護者へ提供する。

(4) ぷちくれよんひろば・ロケットキッズのページに、実施予定内容、活動紹介、活動報告書、満足度調査結果等を掲載する。

(5) 事務局がボランティア受入れの窓口となり、各クラブ・ロケットキッズ・ぷちくれよんひろばの担当者より希望の活動内容や日程等を確認し、募集状況を掲載する。

(6) 求人案内に「支援員の仕事内容」「クラブ見学」「インターンシップ受け入れ」等のページを新設し掲載する。

## 3) その他

学童保育月刊誌「日本の学童ほいく」の普及に努める。

## 5. 子育て支援事業

### 1) 緊急入会

「町田市学童保育クラブ緊急入会事務要項」に基づき、町田市より児童受け入れの依頼があった場合には、各クラブの定数および入会日にかかわらず受け入れを行う。

### 2) 通所支援事業

「町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドライン」に基づき、町田の丘学園に在籍する児童の通学バス停までの迎えを行う。

### 3) ぷちくれよんひろば事業

目的	地域の乳幼児とその保護者への遊び場の提供および交流
実施クラブ	5クラブ（大蔵・なかよし・どろん子・南大谷・高ヶ坂けやき）
時期	月1～3回（4月・8月は除く）・水曜日開催
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設開放及び工作</li> <li>・ふれあいあそび等の企画の実施</li> <li>・地域の公園等を利用して屋外の企画を実施</li> <li>・地域子育て相談センターとの連携を図り、地域子育て支援連絡会に出席</li> <li>・町田市生涯学習ボランティアバンク講師派遣を活用しヨガインストラクターを招いて、親子でできるヨガ講座を実施（年1回予定）</li> </ul>
利用満足度調査	毎月の企画アンケートで実施する
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育クラブ名前での宣伝（掲示板の実施）</li> <li>・法人ホームページへの掲載</li> <li>・町田市子育てひろばカレンダーへの掲載</li> <li>・チラシの配布（乳幼児が利用する施設、店舗、学区の小学校・外部会議先一地区委員会等）</li> <li>・季刊誌ぷちくれよんだよりを学期毎に発行し法人クラブの全世帯に配布</li> <li>・各地区子育て相談センターにマイ保育園推進訪問時にチラシの配布</li> <li>・ぷちくれよんひろば公式LINEへの毎月の予定と企画内容の配信</li> </ul>

### 4) ロケットキッズ事業

目的	町田市における高学年児童の居場所づくりを進め、安心して過ごせる異年齢の仲間づくり・主体的な活動の機会の充実を図る。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①2025年度、2026年度法人内学童保育クラブ在籍高学年児童</li> <li>②2026年度参加者が紹介した同小学校高学年児童（①児童と一緒に申込に限る）</li> <li>③2024年度そよかぜ学童保育クラブ、2026年度鶴川学童保育クラブ在籍高学年児童</li> <li>④2025年度ロケットキッズ参加者（中学生も可）</li> <li>⑤3年生の3月まで在籍していた高学年児童</li> </ul>
内容	<p>子どもたち自身が主体的に活動内容を企画・実施できるプログラムの実現を最終目標として、段階的に取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月はこどもの国でピザ作り、子ども会議、交流時間を通じてクラブや小学校を超えた仲間づくりを目指す。</li> <li>・11月は6月の子ども会議をもとに宿泊企画を行い、子どもたちのやりたいことの実現を目指す。</li> </ul>

## 6. 保護者会活動への支援

法人理念である「子どもは地域の中で見守られながら育つ」を基に、学童保育を通して保護者が地域とのつながりを実感できるよう、また子育てを通じて互いに協力し合える関係が築けるよう、保護者および保護者会活動を支援する。

### 1) 保護者会との懇談会の充実

保護者会活動の本来の目的や意義について共に考える機会を設けるため、事前に各保護者会から疑問点や他クラブに聞きたいテーマ等を募り、双方で意見を交わす懇談の場を設ける。また、法人事業や学童保育事業の報告を行い、保護者から意見を聴く機会とする。

さらに、各クラブ保護者会の相互連携を深め、身近な子育て支援の輪を広げるため、懇談会は対面で開催し、テーマに応じてグループ懇談を取り入れるなど、参加しやすく対話が深まる場づくりに努める。

## 2) 保護者と共に学び考える場を（子どもの育ちの学習会）

学童保育クラブを利用する保護者と職員、地域で子どもに関わる大人たちが、子どもの人権・発達・心身のケアについて学び、理解を深める機会を提供することを目的として、学習会を開催する。保護者や地域住民が子育てへの向き合い方を考えるきっかけをつくり、地域の子育て支援の発展につなげる。

2025年度アンケートで示された保護者のニーズを踏まえ、子育て支援につながるテーマを取り上げる。2026年度は、中学校養護教諭を講師に迎え、「地域みんなで考える子どもの育ち学習会～保健室という場所から～」を実施する。

学習会は、参加者同士が交流を深められるよう対面形式とし、町田駅周辺での開催に向けて準備を進める。

## 3) その他

保護者と職員の交流会（ドッチボール等）を実施する。実施後は振り返りを行い、次年度以降の開催形式や内容に反映させる。

# 7. 関係団体・機関との連携

## 1) 行政との連携

事務局が窓口となり、行政と必要事項（保育環境等）について協議・連携を行う。また、児童青少年課主催の施設長会議に出席する。また、町田市子ども子育て会議を傍聴し、町田市の動向を把握する。

## 2) 学童保育に関する団体との連携

町田市の学童保育における共通課題について、情報の交流および連携を図る。

- (1) 町田市学童保育クラブ父母会連絡協議会（父母連協）
- (2) 町田市学童保育を考える会（考える会）
- (3) 町田市学童保育運営者協議会

市内で学童保育クラブを運営する法人で構成される「町田市学童保育運営者協議会」に参加し、情報交換を行う。必要に応じて、学童保育事業に関する共通の課題について行政と協働し、改善を目的とした意見交換を行う。

## 3) 子どもに関する事業を行う団体・法人との連携

市内の諸団体・NPO 法人と交流し、共催イベントの検討やノウハウの情報交換を行う。

# 8. 苦情解決

法人苦情解決制度に基づき、苦情解決委員会を定期的に開催し、保護者および地域から寄せられた苦情に迅速かつ誠実に対応する。改善に向けた検証もあわせて行う。学童保育事業に関する苦情は行政へ速やかに報告し、必要に応じて連携して解決を図る。

# 9. 学童保育の充実にむけた取組

## 1) 施設の狭あい化

児童数増加に伴い、施設の狭あい化が進んでいる。必要に応じて行政との協議および懇談を行う。

## 2) 学校統合に伴う学童保育クラブ

町田市では、「まちだの新たな学校づくり」の第2期に向け、説明会が開始されており、これに参加する。統合後に想定される事項を整理し、各保護者会等へ適切に情報提供を行う。

## 10. その他

### 1) 労働安全衛生の推進

職員の健康を確保するため、法令に基づき労働安全衛生の推進に努める。安全衛生推進者資格の取得を計画的に進めるとともに、過去の労働災害事例を検証し、再発防止に取り組む。

### 2) 震災で被災した学童保育への支援金の取組み

能登半島地震（2024年1月）を受け、東日本大震災以降継続している支援金活動を引き続き実施する。1月を支援金取組月間とし、全国学童保育連絡協議会が実施する「東日本大震災学童保育募金」および「自然災害学童保育支援募金」に協力する。被災地の状況は、全国学童保育連絡協議会を通じて把握し、広報紙「くれよん」やクラブ通信等で報告する。

### 3) 法人基盤の強化

#### (1) 新規事業および会の基盤強化

- ①地域の子育て支援の充実に向け、新規事業実施の可能性について調査・研究を行う。
- ②会の目的に賛同する会員の拡大を図り、会を支える基盤づくりを進めるとともに、保育の発展に寄与する。

#### (2) 規程整備・法令順守

- ①就業規則等の諸規程について、整備・改定を進め、法令遵守に努める。
- ②役員推薦委員会の設置に向け、必要な規程を整備する。
- ③役員規程（交通費等）について検討を行う。
- ④こどもの性暴力防止法への対応として、必要な取組内容を検討する。

#### (3) 人事・雇用

ハローワークおよび障がい者就労・生活支援センター等と連携し、障がい者雇用の体制を整備する。

#### (4) 第三者評価の導入による事業の質の向上

客観的な評価を他者から受けることで事業の質的向上を図るため、第三者評価の評価機関を選定する。今年度中に第三者評価の実施に関する具体的計画（実施する学童保育クラブおよび実施個所数）を決定し、次年度以降の実施につなげる。また、職員へは第三者評価を受ける際に必要な知識を取得できるよう、学習会を行う。

#### (5) 指定管理者選定書類の見直し・分析

過去の指定管理者選定書類について、見直しおよび分析を行う。

#### (6) ICT等活用による業務効率化

会議運営および会議録作成等にICTを活用する。まず、事務局で活用を進め、その後、職員教育およびマニュアル整備を行い、クラブの事務作業軽減につながるよう推進する。

# Ⅲ. 学童保育事業

## 1. 保育基本理念

「倫理綱領」「倫理綱領に基づく行動指針」「保育実践のガイドライン」「学童保育所保育指針」等、保育理念に関する法人諸規定に基づき、保育方針を定める。

## 2. 保育の目的

児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童に豊かで安全な生活の場を提供し、心身の発達を支援する。

### 1) 保育目標

- (1) 命や自然を大切にすることを育む
- (2) 自立（律）する力をつける
- (3) 子ども同士の関わりの中で自己肯定感を育む
- (4) 健康な体と豊かな感性をもった心を育む
- (5) 自分の考えを表現できる力をつける

### 2) 保育基本方針

- (1) 児童を健やかに育てるため、保護者と職員が協力し、「共育て」を行う
- (2) 豊かな感性と人間らしさが育つよう、良質な文化と自然体験を児童に保障する
- (3) 子どもが身近な活動を通して社会に関心を持つよう、保育の中で取り入れていく。
  - ①子ども会議（皆が安心して気持ちよく生活できるように）
  - ②平和に関するお話会
  - ③地域清掃活動（みちピカ町田）
  - ④出前環境講座（3R推進課）

## 3. 組織運営

### 1) 職員会

- (1) マネージャー会議  
毎月、管理の職員が各クラブ状況を共有し、業務改善や職員教育、諸会議の議題を決定する。
- (2) 施設責任者会議  
毎月、クラブ間および事務局との連絡・調整を行う。施設責任者は運営委員会に出席し、業務執行状況を報告する。
- (3) ブロック会議  
11クラブを3ブロックに分け、毎月情報共有や業務標準化を図る。

## 4. 関係団体・機関との連携

### 1) 行政との連携

- (1) 地域子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、児童虐待防止および地域の子育て支援に関する連携を図る。また、町田市子ども発達センター等、地域の子育て支援に関わる諸機関と連携する。
- (2) 町田市教育センター主催の「町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・特別支援学校連絡協議会」に参加し、特別な支援が必要な児童の保育・療育等に関する連携を図る。

- (3) 「放課後子ども教室（まちとも）」の運営協議会と協力・連携し、遊び方のルール、ケガやトラブル時の情報共有、緊急時対応ガイドラインの確認等を行う。

## 5. 保育の質の向上

### 1) 児童の安全対策

支援員の事故防止に関する知識向上を図るため、学期ごとにケガの件数および内容を集計し、分析を行う。また、ブロック会議等において事故防止対策の共有・報告を行い、必要に応じてマネージャーが指導および助言を行うことで、安全対策の強化に努める。

### 2) 保育実践の報告会

正規職員全体会において、クラブまたはグループごとに分かれ、保育実践に関する意見交換および情報交換を行い、相互の学びを深める場を設ける。

### 3) 保育に関する自己点検

支援員会議や研修等において振り返りシートを活用し、全支援員が自身の保育を振り返ることで、保育の質の向上に努める。あわせて、マルトリートメント（不適切な対応）の防止を徹底し、児童にとって安全で安心できる保育環境の確保を図る。

また、研修担当者は振り返りシートの観点を研修内容に反映させ、より実践的な学びにつなげる。

## 6. 安全対策

### 1) 安全計画

安全計画を昨今の事案や日々の活動にて発生した事案を顧みて見直しを行う。

### 2) 業務継続計画

学童保育クラブが非常時においても継続的にサービスを提供できるよう、業務継続計画に基づき備品の整備や避難訓練等を実施する。訓練後には課題の洗い出しを行い、必要な改善を図る。

### 3) 児童への健康指導・安全指導

安全計画に基づき、児童への健康指導および安全指導を適切に実施する。

健康指導	感染症対策指導（手洗い等）、熱中症対策指導を年2回以上実施する。
安全指導	学区域の通学路マップ等を使い、年3回（4、7、2月）に交通安全指導を行う。
	年度当初に、施設内外の危険個所、遊具の使い方や遊び方に関する指導を行う。

### 4) 食物アレルギー・熱性けいれん・てんかんの対応

#### (1) 食物アレルギー

「学童保育クラブ食物アレルギーの手引（町田市）」および「食物アレルギー対応マニュアル・チェックリスト」に基づき、食品の管理を徹底し、おやつ提供時の事故防止に努める。また、食物アレルギーのある児童については家庭と面談を行い、個別対応プランに沿って適切に対応する。

(2) 熱性けいれん・てんかん

発生時対応のチェックシート、座薬挿入に関する意見書・同意書等に基づき、適切に対応する。年度当初に、食物アレルギーおよび熱性けいれん・てんかんの対応について支援員教育を行う。

## 5) 防災・不審者対応

(1) 火災事故防止

各クラブに防火・防災管理者を配置し、消防計画に基づく点検および適切な訓練を行う。また、火災防止のため、チェックリストに基づき毎日の点検を実施する。法定の消防設備保守点検が義務付けられている施設は、年2回の点検を受ける。

(2) 児童・職員の訓練

「町田市学童保育クラブ防災・不審者対応マニュアル」に基づき、自然災害時および不審者対応等の訓練を毎月行う。また、職員教育として、警察署および消防署の職員による訓練を、それぞれ年1回実施する。改訂された緊急時対応マニュアルを全支援員で確認する。

町田市の土砂災害・洪水ハザードマップで危険個所となっているクラブ（大蔵・大戸のびっ子・金井・成瀬中央あおぞら・南大谷・わんぱく）については、1学期に訓練を実施する。

「放課後子ども教室（まちとも）」を運営する運営協議会と合同で、地震・不審者等を想定した避難訓練を企画・実施する。

	火災	地震	不審者
4月	児童・職員	児童・職員	職員
5月		児童	児童
6月	児童		
7月		児童	
8月	児童		
9月		児童	
10月	移動防災教室（児童）★		児童
11月	職員★	児童	
12月	児童		職員★
1月		起震車体験（児童）★	児童
2月	児童		
3月		児童	

★関係機関による訓練

## 6) 衛生管理

(1) 衛生管理マニュアルおよびチェックシートに基づき、施設・設備の維持管理を日・月・年単位で行う。

調理関係	使用前に消毒などを行う。
遊具の消毒	定期的にアルコール消毒を行う。
感染症、伝染病等	熱中症、感染症などの対処法の職員教育を行う。

(2) 食品の管理

食品の賞味期限については、マニュアルに基づき複数の支援員で確認を行い、適切に提供する。また、定期的に食品の在庫管理を徹底する。4月には、食品の管理に関するマニュアルを全支援員で確認する。

## 7. 地域との交流・貢献

### 1) 交流・合同行事

オンラインを活用し、法人内学童保育クラブによる合同高学年会議を開催し、各地区の合同行事を企画する。また、運営主体が異なる他クラブとの交流を推進する。

### 2) 地域との交流を目的とした行事の実施

- (1) 地域の自治会等、または地域で子どもの安全と健やかな成長を願う団体と、行事を通して交流を図る。
- (2) 学童保育クラブに在籍する児童と地域の子どもの交流を目的に、地域開放行事等の取り組みを実施する。
- (3) 近隣の保育園・幼稚園やその他、福祉施設との交流の機会を設ける。

### 3) 市内業者との契約

- (1) 施設維持・修繕等については、緊急時の対応やその後のメンテナンスを考慮し、市内業者との契約を基本とする。市内業者一覧表を基に依頼先を選定する。物品・消耗品は、市内の文具店を代理店とする Web サイトで購入する。
- (2) 町田市シルバー人材センターに、施設清掃等の請負業務を依頼する。
- (3) 長期休みの昼食注文については、学童保育クラブ周辺の店舗、特に市内の障がい者施設を活用し、児童が地域について知る機会とする。

## 8. 保護者支援

### 1) 個別の家庭支援

#### (1) 個人面談

子どもの成長を伝える機会として、年1回以上、全家庭を対象に個人面談を実施する。支援員と保護者との信頼関係の構築を重視し、個別支援の質を高める。実施にあたっては、保護者が対面またはオンラインのいずれかを選択できるようにする。

#### (2) 懇談会

保護者同士が悩みや相談を気軽に共有できるよう、学年別やグループ別に分けてテーマを募るなど、身近な内容を中心とした懇談の場を設定する。また、子どもの作品展示やあそびの体験など、実際に足を運びやすく、子どもたちの様子を身近に感じられる内容を取り入れる。さらに、日時の設定を工夫し、参加しやすく興味を持てる環境づくりに努める。

#### (3) その他

- ①オンラインでの個人面談等を実施する際には、保護者に手順書を配布し、テスト期間を設けるなどの配慮を行う。
- ②入退室管理システムを活用し、おたよりやお知らせをデジタル配信することで、情報がスムーズに保護者へ届くようにする。あわせて、懇談会や行事等の出欠アンケートの提出、クラブ通信のバックナンバーの閲覧、提出書類のダウンロードが可能となるよう、システム整備を進める。

### 2) 保育参加

保護者が保育を体験しながら、我が子だけでなく日頃の子どもの様子を知る機会として保育参加を実施する。子どもたちと交流できるようなあそびや制作等を企画する工夫をしながら年間を通じて実施する。また、多くの方に参加していただけるよう、保護者が学校を訪れる機会に合わせて実施する等、学童保育クラブに気軽に足を運べる環境を作る。

### 3) 保護者会支援

- (1) 子育てを通じて保護者同士がつながり、互いに協力し合える関係を築けるよう、保護者会役員と相談しながら、保護者が活動に参加できる機会を設ける。保護者会活動に

については、「我が子の成長を感じられること」「我が子の友達と触れ合えること」を軸とし、活動が円滑に進むよう支援する。また、子どもたちを真ん中に、保護者と支援員が手を取り合い、学童保育クラブの充実に向けて協働を進める。

- (2) 学校統合に伴い、統合された学童保育クラブの保護者会との情報共有体制を整え、今後統合を予定している学童保育クラブに対し、準備や進め方について相談できる関係づくりを行う。さらに、保護者会懇談会等において統合に関する話題を積極的に取り上げ、学童保育クラブを超えて考える機会を設けることで、統合の有無にかかわらず子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを、保護者会と共に検討・整備する。

#### 4) 退会した児童と家庭への子育て支援

- (1) 退会した児童の保護者から寄せられる、子育てに関する相談を必要に応じて行う。
- (2) ロケットキッズの案内と合わせて、クラブ情報を発信する

## 9. その他

### 1) 利用者アンケート

9月に各クラブの保護者を対象として満足度調査を実施する。調査方法は Web または紙媒体での回答とし、回収率の向上に努める。アンケート結果を分析したうえで役員会等において意見をいただき、施設運営および保育の質の向上を図る。アンケート結果および改善策については、12月までに保護者へ報告する。

### 2) 放課後児童クラブ自己チェックリストの活用

学童保育クラブの事業内容について、年1回、放課後児童クラブ自己チェックリストを用いて各クラブおよび事務局で振り返りを行う。その後、責任者会において法人としての検討を行い、事業内容の向上に向けた取り組みを進める。

### 3) 業務改善

現状の把握、業務内容および業務量の洗い出しと見直しを行い、業務改善に努める。

- (1) クラウドの活用  
各クラブの教材（季節の制作物、誕生会カード等）をデータ化し、情報共有を行う。
- (2) 児童の入退室管理システムの活用  
特別保育利用実績等のデータを入退室管理システムで処理できるよう、業者と連携しながら導入の可否を検討する。

### 4) ボランティア等の受入れ

- (1) 近隣大学、市民活動のコーディネーター、ボランティアセンター等と連携し、ボランティア受け入れの拡大を進める。外部からの視点を取り入れ、施設運営の見直しにつなげる。
- (2) 中学生・高校生の職場体験や実習の受入れを行う。
- (3) 町田ボランティアセンターの「夏ボラ」に登録し、受け入れを行う。